

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和7年2月25日付け公文書不開示決定処分（尼国年第4810号）に対し、審査請求人が令和7年3月10日付けで提起した審査請求（令和6年度審査請求第34号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事 案 の 概 要

#### 1 審査請求人による請求

審査請求人は、令和7年2月7日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市保健局保健部国保年金課（以下「国保年金課」という。）が保有する文書のうち、令和元年度から令和6年度までの間における外国人に係る国民健康保険の滞納金額及び滞納世帯数が分かる文書（以下「本件開示請求文書」という。）の開示についての請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

#### 2 処分庁による開示請求文書の特定

処分庁は、本件開示請求文書として、国保年金課が保有する文書のうち、尼崎市の国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）で日本国籍を有しないものについての令和元年度から令和6年度までの年度分の本市の国民健康保険の保険料（以下「保険料」という。）に係る滞納金額及び滞納世帯数が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

#### 3 処分庁による不開示決定及び同決定の通知

処分庁は、本件対象文書の不存在を理由に本件開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の処分（以下「本件不開示処分」という。）を行い、その旨を公文書不開示決定通知書（令和7年2月25日付け尼国年第4810号）により審査請求人に通知した。

#### 4 審査請求人による審査請求

審査請求人は、令和7年3月10日、本件不開示処分は違法又は不当であり、本件不開示処分を取り消し、審査請求人による開示の請求に対応する公文書を開示する旨の決定を行うことを求めて本件審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

令和元年度から令和6年度までの間における外国人についての国民健康保険の滞納金額及び滞納世帯数が分かる参考文書は存在するはずであり、本件不開示処分は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張

本件対象文書を保有していないことから、これを理由に行った本件不開示処分は適法かつ妥当である。

### 理 由

#### 1 処分庁が行った本件対象文書の特定の妥当性について

処分庁は、本件開示請求文書として、上記「事案の概要」2記載の文書を特定した。審査請求人は、国保年金課が保有する文書のうち、令和元年度から令和6年度までの間における外国人に係る国民健康保険の滞納金額及び滞納世帯数が分かる文書の開示を請求しており、処分庁は開示請求に沿った文書を対象文書として特定している。したがって、処分庁が行った本件対象文書の特定は妥当である。

#### 2 処分庁が本件対象文書を保有しているか否かについて

国保年金課においては、国民健康保険関係事務を処理するために国民健康保険システムに被保険者の情報を登録している。

国民健康保険システムには、滞納管理機能が実装されていないため、国保年金課は、滞納管理機能を有する別途のシステムを設けて、滞納者の状況を管理する仕組みを採用している。このような仕組みのもとにおいては、国民健康保険システムには住民記録システム内の住所及び国籍等のデータがシステム間の連携により転記される仕様となっているが、国民健康保険システムとは別個の系統である滞納管理システムは住民

記録システムと連携していないことにより国籍別の滞納状況を把握するためには、国民健康保険システムから国籍データを、滞納管理システムから滞納世帯データを、それぞれ別途抽出し、突合せする必要があります。

次に、国民健康保険システムから住民記録システムを閲覧できることについて、その閲覧目的について検討する。住民記録システムは、外国籍住民の国籍に関する情報を管理する機能を有しているが、国保年金課が住民記録システムを閲覧する目的は、住民の移動等を把握し、国民健康保険への加入・脱退の要否を判断し、加入資格の有無・保険料の徴収を正確に行うためであって、国民健康保険の加入者が外国籍の住民であること及び保険料を滞納している住民のうち外国籍の住民であることを調査するために住民記録システムを閲覧するものではない。また、国保年金課の業務は被保険者を正確に把握し、賦課管理・滞納管理等を行うことであり、被保険者のうち外国籍の滞納者のみ抽出し把握することが業務遂行上通例として必要であるとも考えがたい。さらに、国保年金課は、国民健康保険システムに登録されている情報及び住民記録システムに登録されている情報をそれぞれ抽出し、これらの情報を被保険者ごとに紐付けて組み合わせることにより本件対象文書の作成は可能と考えられるが、現時点までにおいて国保関係事務を処理するに当たって本件対象文書を用いることがなかったため、本件対象文書を作成していないと主張している。

上記記載の国民健康保険システムの機能範囲や国保年金課の業務内容に鑑みれば、本件対象文書を作成していないことは十分合理性があり、処分庁は本件対象文書を保有していないとの判断を覆すに足りる状況にはないといえる。

なお、審査請求人は、審査請求書の請求の趣旨に令和元年度から令和6年度までの間における外国人についての国民健康保険の滞納金額及び滞納世帯数が分かる他の参考文書が存在するのではないかと主張をしているが、国保年金課は本件対象文書を作成していないことから、本件対象文書作成の際に参考にした文書等も存在しない。

### 3 本件処分の適法性及び妥当性について

以上のとおり、処分庁は本件対象文書を保有していないことから、本件不開示決定処分は適法かつ妥当である。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和8年2月9日

審査庁 尼崎市長 松本 眞